

留学先で履修した科目の単位認定について【2020年春学期出発者用】

帰国後に留学先で修得した単位の認定を希望する場合、以下の内容を熟読のうえ、手続を行ってください。渡航前に確認や手続が必要な内容も含まれていますので、留学ならびに単位認定を希望する学生は必ず確認してください（「同志社大学」への国内留学についても以下の内容に準じます）。なお学籍異動を伴わない留学（短期留学など）の単位認定方法は、別途ご案内をご確認ください。

1. 単位認定の概要

認定単位数について

留学先で修得した単位は、帰国後に本人が申請し教授会にて適当と認められたもの限り、所定の単位数を上限に卒業に必要な単位として認定します。ただし、留学による認定単位数と卒業までの在学中に修得できる他箇所設置科目単位数の合計には上限があります。

特に留学前に既に「他箇所設置科目（卒業算入）」を多めに修得している方や、帰国後に履修・卒業算入を希望する他箇所設置科目がある場合は、留学単位認定時に申請する合計単位数について注意してください。なお、認定単位数は、文化構想学部/文学部の年間・半期登録制限単位数には含まれません。<2/6 留学説明会後追記>

	留学単位認定 上限単位数(A)	他箇所設置科目 修得制限単位数(B)	(A)+(B)の上限
文化構想学部	36	36	60
文学部	36	36	60

(例) 文化構想学部・文学部で留学中に修得した単位が36単位認定された場合、卒業までに算入できる他箇所設置科目は合計で60単位までとなっているため、60単位-36単位=24単位まで算入することができます。

認定科目・区分について

留学先で修得した科目の授業内容・学習時間等を確認した上で、以下の①②のいずれかの方法（併用可）にて認定を行います。

留学先で履修した科目の内容	自学部設置の専門科目に内容がほぼ該当すると認められた科目	自学部設置の専門科目の内容には該当しないが、卒業単位として認定できると認められた科目
認定方法	①振替認定	②科目認定
科目区分	文 専門演習(自論系) 論系ゼミ 文 必修講義・選択講義(自コース専門科目) 必修演習・選択演習(自コース専門科目)	他箇所設置科目(講義算入) 選択英語 選択外国語
成績通知書・証明書の表記	振替を行った自学部設置科目名が記載されます。 * 成績証明書には表示され、GPAの対象になります。	認定された総単位数を、「認定科目-選択英語-(海外学習期間)」という科目名で一括して認定し、評価を「P」(合格)とします。 認定された総単位数を、「認定科目-選択外国語-(海外学習期間)」という科目名で一括して認定し、評価を「P」(合格)とします。 * 成績証明書には表示されますが、GPAには関係ありません。
単位数	振替を行う自学部設置専門科目と同等の単位数を付与します。	次ページの認定基準に基づき、授業時間数に応じて単位を付与します。* ただし上限単位数は、振替認定とあわせて36単位とします。

科目認定の申請区分の判断

以下の基準に従って判断し、単位認定申請をしてください。

判断基準① 外国語を学ぶ科目の場合、「学んだ外国語」によって区分する。Chinese for beginners, Basic French, Spanish I など、外国語を学ぶ科目であることが、科目名の英訳により明らかである場合に、この判断基準が適用される。

判断基準② 外国語を学ぶ科目以外の場合、「使用した言語」で申請区分を判断する。「使用した言語」は科目のシラバスや学生からの申告等で確認する。

いずれの場合も、「選択外国語」に区分できる外国語は、本学術院で「選択外国語」科目の設置されている外国語（仏語、独語、露語、中語、西語、伊語、朝語、ア語）に限ります。それ以外の言語で学んだ場合は、他箇所設置科目（講義算入）に区分します。

***判断基準①は判断基準②よりも優先されます。**

例1 英語を使用して中国語を学ぶ科目…「選択外国語」に区分。

例2 英語を使用して哲学を学ぶ科目…「選択英語」に区分。

例3 英語を使用してポーランド語を学ぶ科目…「選択英語」「選択外国語」いずれにも算入することはできず、「他箇所設置科目（講義算入）」となる。

単位認定が認められない科目

科目認定・振替認定が認められないケースは以下のとおりです。

	文化構想学部	文学部
共通	「単位が付与されても成績がつかない科目」⇒P(Pass)やS(Satisfactory), CR(Credit)などで評価される科目は認定しません。	
科目認定	「初級外国語科目」⇒文学学術院の選択外国語・選択英語と同等以上のレベルとみなされない初級外国語科目（「基礎外国語」「必修英語」相当の科目）は認定しません。 「体育系実技科目」⇒卒業算入単位としての認定はできません。	
振替認定	「教職の「教職に関する科目」に値する科目」⇒卒業算入単位としての認定はできますが教員免許状には使えません。 認定した科目は新たに履修できなくなりますので、認定を申請する際は特にご注意ください。 なお、教科に関する科目に認定したものは、教員免許状にも使えます。	
	「専門演習(他論系)」への振替	「他コース専門科目(講義・演習)」への振替 (東洋哲学コース・社会学コース・演劇映像コース・中国語中国文学コースのみ) 「卒論演習(科目名:〇〇演習(卒論))」への振替

認定基準授業時間数

「科目認定」においては、原則として次の授業時間数を認定の条件とします。

科目認定を申請する科目の合計授業時間数を算出し、**授業時間数675分ごとに1単位**として、1単位～36単位の間(ただし上限単位数は、振替認定とあわせて36単位)で単位数を増減して認定を申請できます。

授業総時間数が4,000分の場合：4,000÷675=5.92…⇒5単位の認定申請が可能(端数は切り捨てとなります)

例：○授業時間数1,350分で2単位【90分×週1コマ×15週の科目と同等とみなす】

○授業時間数2,700分で4単位【90分×週1コマ×30週の科目と同等とみなす】

※「振替認定」の場合、振替を行う自箇所設置専門科目と同等の単位数となりますが、振替を希望する科目の授業時間数が上記の基準時間数に満たない場合、認定が認められない可能性がありますので、基準時間数を満たした科目を振替認定の対象としてください。

成績の認定方法(振替認定の場合)

成績評価基準が本学部と異なる場合は、留学先の成績証明書等の記載やシラバス・科目レポート等の提出資料をもとに、当該評価が本学部ではどのような位置にあるのかを**相対的かつ総合的に判断したうえで本学部における評価に置換します**。留学先での成績を一律の基準で本学部の評価に置換しているわけではありませんので、同大学に同時期に留学していた方が同評価を得ている場合でも、単位認定における成績評価は異なる場合があります。なお、認定後の成績評価についてのお問い合わせについては対応しかねますので、ご理解の上申請を行うようにしてください。

その他の注意事項

- ・「振替認定」にて論系・コースの専門科目へ振替を行う場合、科目種別・科目区分ごとに定められた必修単位数を超えるような認定は認められません。「振替認定」にて所定単位数を超える申請があった場合、任意の科目を「科目認定」に変更していただきます。
- ・「振替認定」にて振替可能な科目は、留学期間中に履修が可能だった科目のみとなります。留学期間中に休講していた科目やそのほか何かしらの理由(配当年次など)で、その期間中に履修できなかった科目は申請することが出来ません。
- ・また、重複履修可能な科目以外は、**既に修得済みの科目を振替認定する事は出来ません**。
- ・同志社大学で履修した科目について単位認定が認められた場合、「振替認定」「科目認定」いずれの場合も、それらを教職資格取得のための単位として利用することはできません。

2. 在学年数の取扱いについて

留学期間別の留学期間に関する学籍上の取扱い等は以下の通りとなります。なお、早大の学費を徴収するプログラムについて、延長生が当該プログラムを利用する場合、延長生学費は適用されません（正規額の支払いが必要です）。

留学制度	留学中の学籍状態	留学期間の在学年数への算入	留学期間を含めた標準修業年数（4年間）での卒業について
E X-R/L	留学	単位認定を行うことにより算入可能	留学期間を含めた4年間での卒業を申請し、単位認定を行うことで留学期間が在学年数に算入され、4年間での卒業が可能となります場合があります（単位認定料不要）。
箇所間協定			
DD (ダブル・ディグリー)	在学	自動的に算入	留学期間は自動的に在学年数に算入されますので、必要に応じて単位認定を行うことによって4年間での卒業が可能となります場合があります（単位認定料不要）。
C S-R/L			
同志社			
私費 ※大学またはそれに準ずる高等教育機関にて科目履修を行う場合、もしくは大学付属の語学研修機関にて語学研修を行う場合が該当	留学	単位認定を行うことにより算入可能（ただし単位認定料が必要）	留学期間を含めた4年間での卒業を申請し、単位認定を行うことで留学期間が在学年数に算入され、4年間での卒業が可能となります場合があります。ただし、 単位認定料の納入が必要となります。 単位認定料について <ul style="list-style-type: none"> 2019年度出発者は1単位あたり38,000円（2018年度、2017年度出発者も1単位あたり38,000円。<u>年度ごとに改定</u>される場合があります。） 単位認定料の合計額は、当該学期・学年の学費を上限とします。 留学期間を在学年数に含めず、単位認定のみを行う場合は、単位認定料は徴収しません。 単位認定をせずに、留学期間を在学年数に含めることはできません。

文化構想学部・文学部の卒業要件は①在学年数が4年以上（かつ論系・コース進級後の在学年数が3年以上）あること（学士入学者は2年以上、転部入学者は3年以上）、②学費等の完納、③卒業所定単位数を修得することと定められています。

また4. 5年間での卒業（5年生の9月卒業）を希望する学生も単位認定を行い、留学期間を在学年数に算入しておく必要がありますので、忘れずに手続きを行ってください。（留学期間が半年の場合を除く）

なお、9月卒業を希望する場合、卒業を予定する年度の春学期の所定期間中に申請が必要です。申請手続きを怠ると、9月卒業はできません。3月下旬に公開される9月卒業要領を確認の上、必ず申請を行ってください。

<文学部 東洋哲学コース・社会学コース・演劇映像コース・中国語中国文学コースに所属している学生への注意事項>

上記の4コースについては、4年次のコース必修科目である「卒論演習(科目名:〇〇演習(卒論))」の「振替認定」、ならびにWEB上での「卒論仮指導」が認められていません。よって、3年秋学期以降に1年間以上留学する場合(例:3年秋学期~4年春学期等)は、4年間での卒業はできなくなります。

3. 単位認定の申請方法について

単位認定を希望する学生は、「単位認定申請書」等の必要書類を帰国後、定められた期日に3号館1階の文学学術院事務所に提出してください。申請に基づき、学部での審査・教授会での承認を経て、単位が認定されます。

なお、提出の際に、書類が整理されていない、不足書類がある等の場合、受理しませんので注意してください（提出日当日に準備・修正ができない場合、次回の受付となり、認定結果発表も遅れます）。また、書類提出後に事務所よりメールや記入した携帯電話番号にご連絡する場合がございますので、こまめに確認をするようにしてください。

手続日程等の詳細は、文化構想学部・文学部のホームページをご確認下さい。また、保証人宛に郵送する「復学手続きについてののご案内」もあわせてご確認下さい。（Wasedaメールにてお知らせする場合があります）。

【手続日程（予定）】

春学期復学者

申請	認定結果発表
1月	3月上旬
2月	3月下旬
3月	4月下旬★
4月	5月下旬★

秋学期復学者

申請	認定結果発表
6月	7月下旬
9月	10月下旬★
10月	11月下旬★
11月	12月下旬★

★については、認定結果発表が科目登録期間終了後となります。

- ※1. 申請出来るのは一回のみです。複数回に分けて申請をすることは出来ません。
- ※2. 延長生ならびに留学期間を在学年数に算入することで、復学後に延長生となる学生は、学費の計算の関係上、必ず第2回目（春学期復学者は2月、秋学期復学者は9月）までに申請してください。やむを得ない事情により1回目に申請ができない場合、その旨をあらかじめ事務局まで連絡してください（文学学術院事務局学務係 TEL:03-3203-4381）。
- ※3. 申請時には申請科目の中に修得済の科目が含まれていないかの確認（重複履修可の科目は申請可能）や、他箇所設置科目（算入）の修得済み単位数が超過していないかご自身でよく確認の上、記入と申請をお願い致します。申請後に間違いが見つかった場合は、当該科目の申請が取り消されますのでご注意ください。また、学部での審査時には必要に応じて面談を実施する場合があります。面談については、必要な場合のみ書類提出後に個別に案内します。対象者にはWaseda メールにて連絡を行いますので、メールを定期的に確認するようにしてください。認定結果発表の際も、Waseda メールにて通知します。
- ※4. 必ずしも申請した通りに認定されるわけではありません。振替認定が不可だった場合に、科目認定に切り替えて認められる場合もあります。発表される認定結果をよく確認してください。

提出書類 学部所定用紙は文化構想学部・文学部それぞれの下記 HP からダウンロード可能です。

- ・文化構想学部 (<https://www.waseda.jp/flas/cms/>)
- ・文学部 (<https://www.waseda.jp/flas/hss/>)

「[トップページ](#)>[在学生の方](#)>[留学](#)>[留学先で履修した科目の単位認定](#)」を参照してください。

(◎=提出必須、○=可能な限り提出、×=提出不要)

	振替認定	科目認定	備考
① 留学単位認定申請書（振替認定用/科目認定用）【学部所定用紙】	◎	◎	足りない場合は各自でコピーすること。 ※振替認定・科目認定は区分ごとに書式が異なります。
② 科目レポート【学部所定用紙】	◎	◎	学部所定の用紙を用い、認定を希望する 科目ごと に作成する
③ 英文成績証明書【原本】	◎	◎	1通。留学先機関の発行する、在学期間・科目名・成績評価・単位数が明記された英文の成績証明書の 原本 。 留学先が英語圏でない場合も、単位認定には英文の成績証明書が必要。 ※成績証明書が紙で発行されない場合（WEB上での発表のみ、など）は、事務局にご相談ください。 ※英文の成績証明書を発行できない場合は、事務局にご相談ください。 ※「同志社大学」への国内留学の場合は、大学が一括して手配を行いますので個人で取得する必要はありません。
④ 留学先の成績評価基準が分かる資料	○	○	要項類のコピーなどで、「A+が100~90点」といったことが分かる資料。成績証明書上に記載がある場合は不要。英文または和文のものでない場合、和訳を付けて提出して下さい。 ※成績評価基準が無い場合、通常の評価より評価が下がる場合もございます。
⑤ 講義要項（シラバス）のコピー	◎	◎	科目ごと に必要。WEB シラバス等のプリントアウトでも可。シラバスがない場合は、その旨を科目レポートに明記し、授業内容をより詳しくレポートに記入すること。
⑥ 当該授業に関する 自作 の資料 (例：授業で使用したノート・提出したレポート・発表資料（Power Point やレジュメなど）)	◎	×	授業で学習した内容が分かる自作の資料（授業で使用したものでよく、単位認定のために改めて作成する必要はない）を、振替認定を希望する科目ごとに提出すること。点数は制限しないが、必ず整理した状態で提出すること。整理されていない資料は受領しない。また資料類には必ず科目名を記入した付箋を貼付しておくこと。

※「E X-R/L」の場合、留学センターにも成績証明書の提出が求められる場合がありますので、各自必要部数を事前に確認しておいてください。また留学先機関によっては、発行までに1ヶ月以上の期間を必要とする場合もありますので、帰国時に持ち帰れるよう手配しておいてください。

※上記の資料のうち、④~⑥については、帰国時に持ち帰ってください。船便等の別便で送付した場合、手続期間に間に合わない場合があります。

科目レポート作成上の注意事項

所定の用紙を使用し、認定を希望する科目ごとに、A4サイズ1頁程度で作成してください。作成にあたっては、留学先での授業の内容や難易度が明確に分かるような記述を心がけ、単位を修得した科目が、文化構想学部・文学部として単位認定するにふさわしいことを明快に説明してください。具体的には以下の内容を盛り込むようにしてください。

- 科目名・科目の種類（教養科目・専門科目・語学等）・到達目標・授業回数・1授業あたりの時間数・総時間数・成績・出席状況
- 授業の形式・内容
- 担当教員について（専門分野や研究内容、教員との交流）【分かる範囲内でよい】
- 自分が担当した発表の内容や作成したレポート・課題の概要、討論への参加状況、語学科目における授業中の発言（貢献度合い）

4. 留学期間を含めて標準修業年数の4年間もしくは4.5年間での卒業を希望する際の単位認定上の留意点

留学期間を含めて標準修業年数の4年間（もしくは4.5年間）での卒業を希望する場合は、上記2. 在学年数の取扱いについてで説明したように、その旨申請をし、単位認定を行うことが必要です。また単位認定の申請を行う際には、留学時期・期間によって以下のような点に留意する必要があります。

なお、単位認定の承認スケジュールを勘案して、留学後は原則として復学をして、1学期以上の早稲田大学での在学が必要となります。

文化構想学部

<論系ゼミ選択（予定も含む）の場合>

次の表を参考に、留学期間中の「論系ゼミ」の振替認定を行ってください。なお、ゼミの所定単位数全てを「振替認定」で取得することはできません。

留学時期	振替認定が必ず必要な科目(4年卒業希望の場合)	単位数	成績発表方法
2年秋学期～3年春学期(1年間)	3年「論系ゼミ(春学期)」	2	単位認定時に3年「論系ゼミ(春学期)」の成績を発表します。
3年春学期～3年秋学期(1年間)	3年「論系ゼミ(春学期)」	2	単位認定時に3年「論系ゼミ(春学期)」「論系ゼミ(秋学期)」の成績を発表します。
	3年「論系ゼミ(秋学期)」	2	
3年秋学期～4年春学期(1年間)	3年「論系ゼミ(秋学期)」	2	単位認定時に3年「論系ゼミ(秋学期)」、4年「論系ゼミ(春学期)」の成績を発表します。
	4年「論系ゼミ(春学期)」	2	

また、上記以外に適宜、「専門演習(自論系)」への振替認定を行ってください。

4.5年卒業の場合、上記とは異なりますが、適宜、振替認定が必要です。

<卒業研究選択（予定も含む）の場合>

適宜「専門演習(自論系)」への振替認定を行ってください。

※卒業研究選択者は在学中8単位を上限に「専門演習(他論系)」を演習修得要件(24単位)に算入可能ですが、留学による単位認定の場合は、「専門演習(他論系)」への振替はできませんので注意してください。

文学部

留学時期	振替認定が必ず必要な科目(4年卒業希望の場合)	単位数	成績発表方法
3年秋学期～4年春学期(1年間)	4年「卒論演習(科目名: ○○演習(卒論)春学期)」	2	単位認定時に発表します。

※4.5年間での卒業(5年生の9月卒業)を希望している場合は、5年春学期に「卒論演習(春学期)」の履修が可能のため、原則として留学中の4年「卒論演習(春学期)」の単位認定は行いません。何らかの理由で単位認定を強く希望する場合は出発前に文学学術院事務所まで相談してください(但し、振替が認められるとは限りません)。またその場合、下記5.で説明する「4年卒業申請書」にコース主任の署名・捺印が必要となります。また上記以外の留学期間の場合、卒論演習への振替認定が認められないことがありますので、必ず出発前に文学学術院事務所に相談してください。なお、卒論演習の所定単位数全てを「振替認定」で取得することはできません。

東洋哲学コース・社会学コース・演劇映像コース・中国語中国文学コースについては、「卒論演習」の振替認定が認められていませんので3年秋学期以降に1年間留学する場合は、4年間での卒業はできません。

また、上記以外に適宜「コース専門科目(講義・演習)」への振替認定を行ってください(留学時期が上記以外の学生も「コース専門科目」への振替認定は適宜行ってください)。

文化構想学部・文学部ともに上記は一例となります。留学期間・時期によっては、上記以外のパターンもあり得ます。論系・コースによって必修科目の履修条件が異なりますので、特に4年卒業を希望する場合は、出発前に適宜論系・コース室にて留学前後の履修計画の相談を行ってください。不明な点がある場合は、必ず出発前に文学学術院事務所に相談してください。帰国後では対応できず4年間(4.5年間)での卒業ができなくなる可能性もありますので注意してください。

5. 留学出発前の手続きについて(単位認定関連)

帰国後に論系・コース専門科目への「振替認定」ならびに4年間での卒業を希望する場合は、出発前に以下の手続・確認を行ってください。必要な手続・確認を行わずに出発した場合、「振替認定」は認められず、結果的に4年間での卒業ができなくなる場合もありますので注意してください。

※毎学期ごとに申請期間を設けておりますので、所定の手続きを行った上で休留学の継続を行う場合を除き、必ず期間内に申請を行うようにしてください。期間中に申請を行うことが出来ない場合は必ず事前に文学学術院事務所までご連絡ください。

文化構想学部

論系によっては、留学先機関で単位を修得した科目の内容が文化構想学部設置科目の内容と近くても、特定の「専門演習」「論系ゼミ」などについては、振替が認められない場合もあります。留学先でどのような科目を履修すべきかは、論系ゼミ決定前の場合と卒業研究選択(予定)者については所属論系主任に、論系ゼミ決定後の場合、「論系ゼミ」の振替については論系ゼミ担当教員と、「専門演習」の振替については所属論系主任に、出発前に必ず確認を行ってください。

文学部

コースによっては、留学先機関で単位を修得した科目の内容が文学部設置科目の内容と近くても、特定の「演習」や「講義」などについては、振替が認められない場合もあります。留学先でどのような科目を履修すべきかは、所属コース主任と出発前に確認を行ってください。

なお、「3年秋学期～4年春学期」(1年間)に留学する場合で、4年間での卒業を希望する場合(東洋哲学コース・社会学コース・演劇映像コース・中国語中国文学コースを除く)は、必ずコース主任へ申し出、許可を得てから、出発してください。その際、文学学術院事務所に「4年卒業申請書」をホームページからダウンロードし、コース主任にて署名・捺印済みの申請書を出発日までに事務所カウンターに提出してください。この手続を怠った場合、4年間での卒業は原則としてできなくなります。

6. 復学後の注意事項

認定結果発表時期が科目登録後の場合、科目登録に影響がある場合があります。例えば、認定が通らない可能性を考慮して、科目登録を行うなどの対応が発生することがあります。この場合でも、科目登録の取消は認められません。

○振替認定対象科目のWeb 科目登録について

・振替認定を申請した科目が自動登録科目の場合

振替認定が認められた場合には、自動登録された科目は取消されます。なお、振替認定が認められないこともありますので、認定結果が出るまでその授業に出席をしてください。また、登録制限単位数の関係で、他の科目が登録できないような場合には、振替認定する自動登録科目の取消をしますので事務所へお越してください。ただし、振替認定が認められなかった場合には、自動登録科目を再度登録することになり、その結果、登録上限単位数を超えてしまうような場合には、他の取消可能な科目から取消する科目を選んでいただくことになります。

・振替認定を申請した科目が自動登録科目以外の場合

振替認定が認められないこともありますので、認定結果が出るまでその授業に出席をしてください。認定不可だった場合、当該科目の科目登録を行うことが出来ますので、希望する場合は速やかに事務所へお越してください。

○ゼミ（ゼミ論文）、卒論演習（卒業論文）の振替認定について

ゼミ・卒論演習の振替認定が認められた場合、当年度にゼミ8単位・卒論演習4単位を修得できる見込みとなった学生には、ゼミ論文・卒業論文が自動登録されます。ゼミ論文・卒業論文が自動登録された年度にゼミ論文・卒業論文を提出しない場合は、当該科目が不合格となり、GPAに影響します。そのことをよく踏まえたうえで、ゼミ・卒論演習の振替認定を申請してください。なお、申請後にゼミ・卒論演習の振替認定申請を取り下げたり、自動登録されたゼミ論文・卒業論文を取り消したりすることはできません。

上記のことを含め各個人の単位修得状況や論系・コースによって様々なケースがございますので、ご不安な点がある場合は、出発前に質問事項をまとめた上で事務所までお越し下さい。

以上

問い合わせ先：〒162-8644 新宿区戸山 1-24-1
早稲田大学文学学術院事務所
学務係学生支援担当
Tel: 03-3203-4381
Mail: toyama-seiseki@list.waseda.jp